

高知市住民税非課税世帯等生活支援 給付金（第2期）のご案内（7万円）

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金（第2期）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する避難世帯に対し、1世帯あたり **7万円** を支給します。

- ・ 基準日（令和5年12月1日）時点で避難している世帯全員が令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

※ 令和5年度の住民税とは、令和4年1月から令和4年12月までの収入（年金収入を含む）に基づき課税される税のことです。

申請先

高知市健康福祉総務課 給付金担当

申出書はホームページからダウンロードできます。

申請期間

令和6年3月29日（金）必着

お問い合わせ

高知市健康福祉総務課 給付金担当

TEL 088-856-6935

受付時間 平日8:30~17:15（土・日・祝日を除く）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点については、高知市健康福祉総務課 給付金担当にお問合せください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け高知市に避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q どのような手続きが必要ですか？

A 高知市健康福祉総務課 給付金担当にご連絡いただき、「配偶者やその親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金（第2期）用DV等被害申出受理確認書」をご提出ください。



高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金（第2期）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。